

## 山口県報

令和2年  
9月11日  
(金曜日)

## 目次

## ○公告

建築士の免許の取消し（建築指導課）



## (二九五) 建築士の免許の取消し

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第九条第一項の規定により、次のとおり建築士の免許を取り消しました。

令和2年9月11日

山口県知事

村岡 嗣 政

氏名	二級建築士又は 木造建築士の別	登録番号	免許取消年月日	免許の取消しの理由
藤本 順子	二級建築士	第七九七二号	令和二、 八、三一	死亡

令和二年九月十一日  
発行

発行人

山口県知事